

漁業権の源流を探る

八木信行 農学生命科学研究科

この課題は、漁業権に関する世界的な情勢を整理し、日本沿岸の漁業権を巡る各種の問題に対して適切な対応指針を与えようとするものである。平たく言えば、震災後、日本の沿岸各地で、風力発電施設の建造をもくろむ事業者と、その海面で従来から漁業や養殖を営む権利を県知事から免許されていた漁業者との調整を行う必要性が高まっている状況に対応するため、日本だけではなく世界的な視野を取り入れることで、うまく調整を図る方策があるかどうかを見いだそうとする課題である。

まず、2012年10月にインドのハイデラバードにて開催された生物多様性条約 COP11 に出席し、海洋の生物多様性とその管理に関する議論を分析した。ここでは、「生態系サービスに対する支払い (payment to ecosystem services)」という概念や、更には「自然資本 (Natural capital)」に基づいて国の豊かさを評価す

るべきとの議論も活発化している点があった。金銭価値判断を行った上で生態系保全と経済発展をバランスさせるこの発想は、今後の日本の沿岸で生じる調整問題にも応用できる余地があるとの示唆を得た。

続いて、日本の漁業権と自然再生エネルギーについて検討を行った。現状において漁業協同組合が風力発電設備を有している場所も存在している（茨城県波崎）こと、漁業関係者は風力発電などに必ずしも否定的ではないことが現地調査で把握できた。特に漁業者は、(ア) 地域住民が風力発電プラントの設置に肯定的であるかどうか、(イ) 風力発電によって得られる利益の配分を漁業関係者が受けられるかどうかを判断の基準に据えていることがうかがえた。

結論として、漁業者と電力事業者との調整問題が発生する場合は、当事者の利益配分とその公的な用途（利益を使用して生態系を保全するための活動を実施できるかどうかなど）を論点として調整をする方法があること、これが達成できれば国際的にも進んだ調整事例とすることができる点が明らかになったといえる。



茨城県はさき漁協が設置した風力発電施設：2013年八木信行撮影。